

---

## 下郷町第2次男女共同参画プラン

---



町の花 フジ

令和3年 3月  
福島県下郷町

## はじめに

私たちを取り巻く社会は、国際化、高度情報化、過疎化・少子化が進み、家族形態やライフスタイルの多様化など大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、これまで男女共同参画社会を実現するための法律や制度の整備が着々と進められてきました。

本町においても、多くの皆様に男女共同参画社会づくりの大切さや意義を理解していただくとともに、家庭や職場、地域を含め町全体で男女共同参画社会の実現に向けた活動を着実に実践していくため、平成23年3月に「下郷町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

その結果、男女共同参画の趣旨及び重要性が徐々に町民の皆様に浸透し、様々な分野において一定の成果が現れています。

しかしながら、依然として、女性の能力・適性への偏見や「男性の役割・女性の役割」といった固定的な概念があることも事実です。

この第2次改定プランは、令和2年4月に策定された「第6次下郷町総合計画」に掲げる「つなぎ、育み、人づくりのまち」のさらなる推進を図るとともに、「男女が個人として尊重され、地域のあらゆる分野で共に参画し、責任を担うまち」を基本理念に5ヶ年を計画期間として取り組むものです。

ここに住むすべての人が、性別などに関わりなく、人として尊重され、“自分らしさ”を十分に発揮できる真に心豊かな社会を築くためには、行政だけではなく町民の皆様と一体となった取り組みが必要です。そのためにも、本プランに基づき、皆様とパートナーシップの精神で各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、町民の皆様の本プランに対する深いご理解とご協力をお願いしますとともに、計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた「下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会」及び「下郷町男女共同参画社会推進協議会」の委員各位をはじめ、ご協力いただきました関係機関の方々に対し心からお礼申し上げます。

令和3年 3月

下郷町長 星 學

# 目 次

第1章 計画の概要等	4
第1節 本計画の概要	
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 計画の構成	6
5 これまでの動き（国内外及び県・本町）	7
第2節 本計画策定に向けての諸課題	
1 過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化への対応	8
2 社会通念や慣習など地域性を有する課題への対応	8
第3節 本計画における町の基本姿勢	
1 みんなが主役のまちづくり	10
2 協働によるまちづくり	10
第2章 基本方針	11
第1節 基本理念と基本目標	
1 基本理念	12
2 基本目標	12
第2節 推進体制	
1 人と町とがつながる体制づくり	13
(1) 推進体制 I	13

(2) 推進体制Ⅱ	13
(3) 職場・学校・地域・家庭及び行政の協働推進体制	14
第3章 計画の内容	15
第1節 計画の体系	16
第2節 計画の内容	17
<b>基本目標Ⅰ みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり</b>	
<b>課題</b> 男女共同参画の社会づくり	17
(1) 男女共同参画に関する調査と啓発の推進	18
(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	18
(3) メディアにおける男女平等の配慮	18
<b>基本目標Ⅱ みんなが安心して暮らせる地域づくり</b>	
<b>課題</b> 個人が尊重される社会づくり	20
(1) 人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進	21
(2) 男女間の暴力の根絶	22
(3) 生涯にわたる健康づくりの推進	22
<b>基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり</b>	
<b>【女性活躍推進法市町村推進計画】</b>	
<b>課題</b> 協働による活力あるまちづくり	24
(1) 女性の参画促進と人材育成	25
(2) 仕事と生活の調和の推進	25
(3) 地域コミュニティの再生と創造の推進	26
※ 男女共同参画への意見・要望（意識調査報告書より）	29
※ 男女共同参画に関する用語集	30
※ 「下郷町男女共同参画プラン」改定経過	32

# 第1章

## 計画の概要等

## 第1節 本計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

国では、「第4次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（女性活躍推進法）」等を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進し、社会全体で女性の活躍の動きが拡大しています。

本町においても、平成23年3月に「下郷町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

しかしながら、男女共同参画に関する町民意識調査などからもわかるように、目標とする姿からはまだ遠いものがあり、これから更なる取り組みが必要となつていきます。

また、東日本大震災をはじめとした大規模な自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大による長引く経済の停滞、国際化、高度情報化、過疎化・少子高齢化等により、地域コミュニティの活力の低下をはじめ、人と人とのつながりや助け合いの精神が失われつつあるなど、社会情勢は大きく変化しています。

このような状況のもと、現在の計画が令和2年度に終期を迎えることから、現在の計画の基本的な考え方を継承しつつ、評価と検証を行い、ここに住む誰もがあらゆる分野で多様性を十分発揮し、共に責任を担う社会を構築するために第2次計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、本町が目指している「つなぎ、育み、人づくりのまち」の実現に向け、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」との整合性を図りながら、本町の実情を踏まえて策定しました。

また、本計画の「基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり」を「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置付けることとしました。

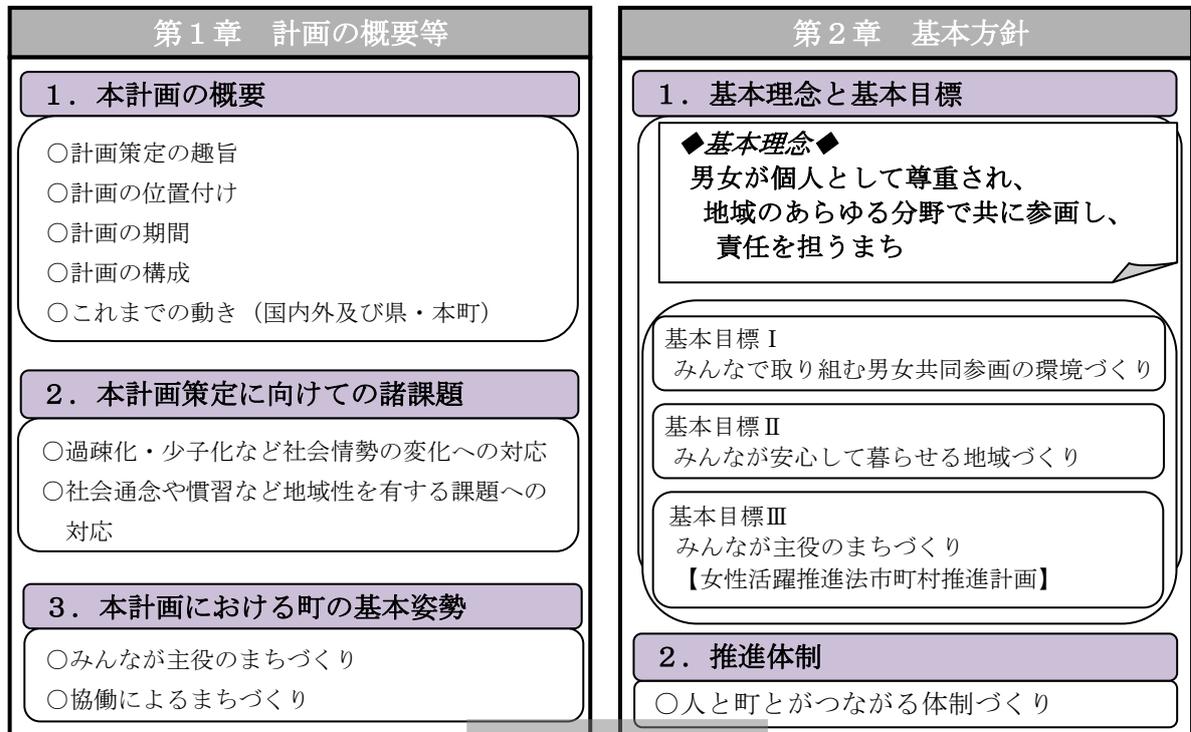
なお、各種施策の推進に当たっては、行政機関だけでなく、職場・学校・地域・家庭の積極的な参加と協力を得ながら進めます。

### 3 計画の期間

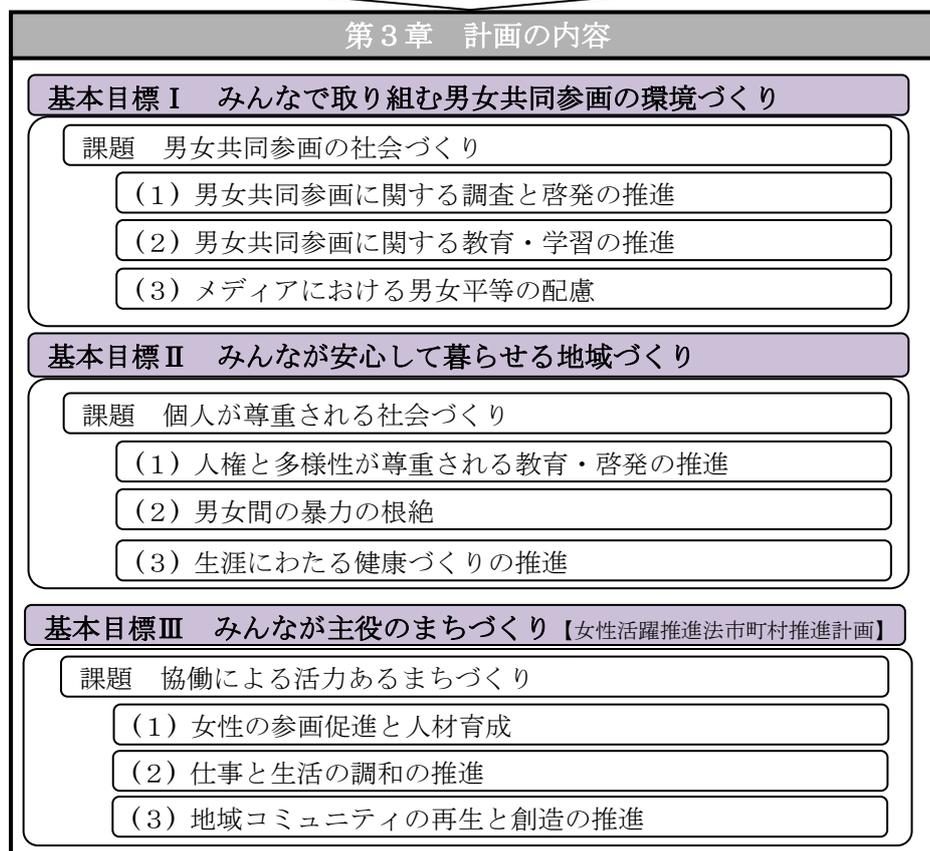
本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により修正等が必要な場合は、随時、計画の見直しを行います。

## 4 計画の構成

本計画は次のとおり構成しています。



計画の概要等・基本方針  
を踏まえて推進



## 5 これまでの動き（国内外及び県・本町）

年 度	国際的な動き	国の動き	福島県の動き	本町の動き
1985年 (昭和60年)	第3回世界会議（ナイロビ）	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定		
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行	ふくしま男女共同参画プラン策定	
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行		下郷町男女共同参画社会推進協議会設立
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」施行		男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 8 集落
2004年 (平成16年)				男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 10 集落
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」（第2次）策定	ふくしま男女共同参画プラン改定	福島県男女共生のつどいin南会津（下郷町で開催） 男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 7 集落
2006年 (平成18年)				男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 10 集落
2007年 (平成19年)		「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向（報告）		男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 6 集落
2008年 (平成20年)				男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 4 集落
2009年 (平成21年)			ふくしま男女共同参画プラン改定	男女共同参画社会推進講座 (集落座談会) 2 集落
2010年 (平成22年)				「男女共同参画プラン策定検討委員会」設置
2011年 (平成23年)	UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)発足			下郷町男女共同参画プラン策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	「女性の活躍による経済活性化」行動計画策定	「ふくしま男女共同参画プラン」改定 (H25～H32)	
2013年 (平成25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定		下郷町男女共同参画プラン【概要版】作成
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害時におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	内閣府に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定		
2015年 (平成27年)	持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催(ニューヨーク)	「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	男女共生課に改編「女性活躍応援ポータルサイト」開設	
2016年 (平成28年)	第60回国連婦人の地位委員会「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」採択	「ニッポン一億総活躍プラン」策定	ふくしま女性活躍応援宣言採択 ふくしま男女共同参画プラン改定 (H29～H32)	男女共同参画に関する意識調査実施 女性活躍推進法に基づく下郷町特定事業主行動計画策定
2019年 (平成31(令和元)年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正		

## 第2節 本計画策定に向けての諸課題

### 1 過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化への対応

本町においても、国の総人口の減少とあいまって人口の減少が続いています。特に中山間地域に位置する本町では、年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口の減少に歯止めがかからず、高齢人口が増加している状況にあります。

さらに、近年急速に進展しているグローバル化や高度情報化の波を受け、私たちを取り巻く生活様式や価値観などは大きく変化してきており、人と人とのつながりの希薄化などに起因した地域コミュニティの活力の低下など、新たな問題も生じています。

今後、総人口や人口構成の変化に起因する諸問題はますます大きくなると想定されますが、男女共同参画社会の形成は社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決につながるものであります。

本計画では、それら社会情勢の変化に対応するため、ここで暮らす人の社会参画促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り共に支える地域づくりを進めます。

### 2 社会通念や慣習など地域性を有する課題への対応

男女共同参画社会づくりの推進に関しては、国・県を中心として、これまで様々な取り組みがなされてきました。本町が平成28年度に実施した意識調査においても、男女の地位について、前回調査(平成19年度)と比較し全ての分野において男性優位の割合が低くなりました。しかし、まだまだ多くの分野で男性優位の割合が高い状況にあります。

また、家事や子育ての役割を女性が分担する割合が高いことなどから、性別によって役割を固定化する考え方が依然として残っており、社会のあらゆる場面で男性の方が優遇されていると感じている方がいることがわかりました。

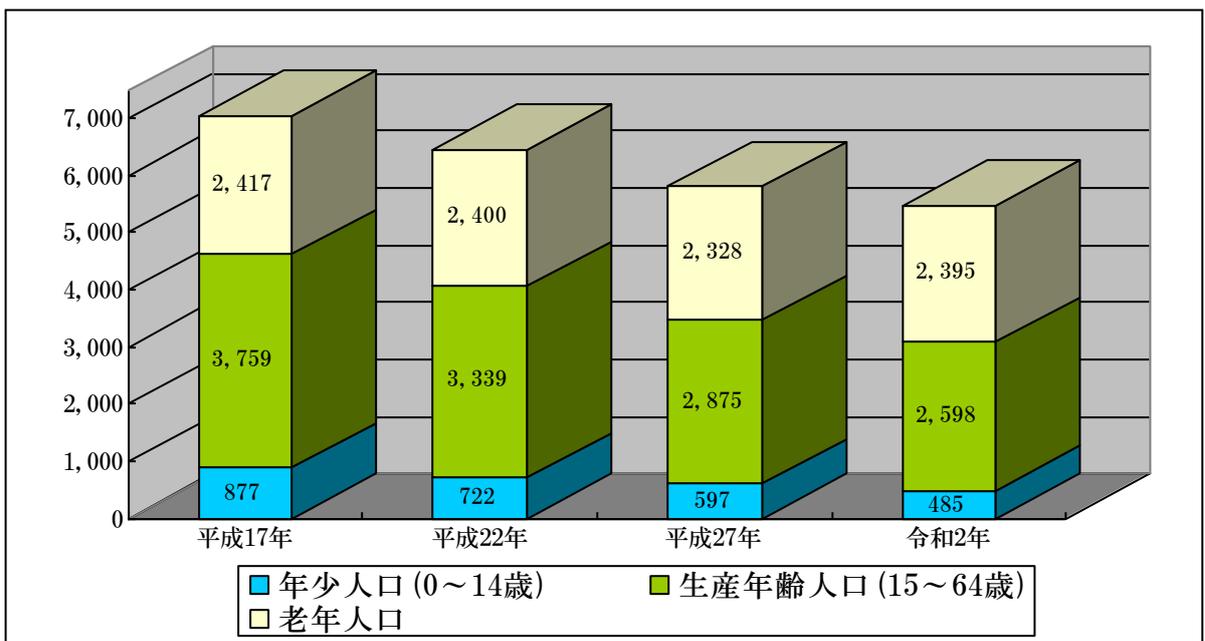
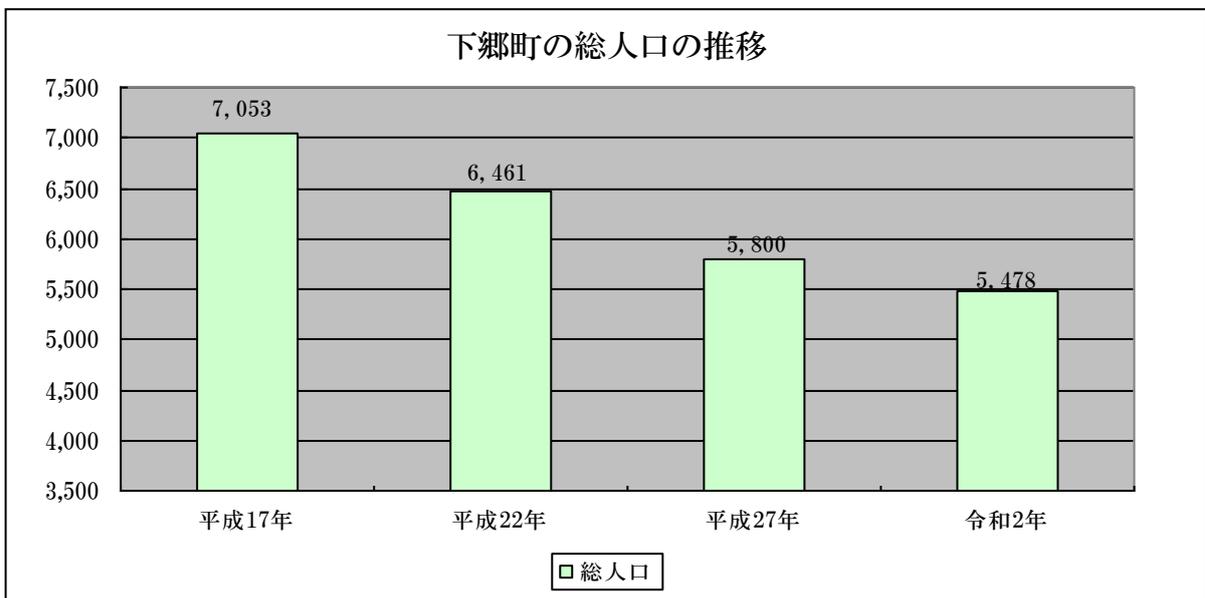
社会通念や慣習などは、これまで長い歴史の中で作られてきたものです。それは地域の文化（地域性）として形成されてきた部分もありますが、今後、ここで暮らす男女が個性を発揮し、豊かな生活を送るためには、このように性別で役割を決めつける考え方や男女間の固定概念などについて見直しをしていく必要があります。

本計画では、このような社会通念や慣習などを改善するために各種啓発事業等に取り組み、男女共同参画社会の形成に向けた基盤づくりをこれからも継続して進めます。

(参考1) 下郷町の総人口及び階層別人口の推移

(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	7,053	6,461	5,800	5,478
年少人口(0~14歳)	877	722	597	485
生産年齢人口(15~64歳)	3,759	3,339	2,875	2,598
老年人口(65歳以上)	2,417	2,400	2,328	2,395



## 第3節 本計画における町の基本姿勢

### 1 みんなが主役のまちづくり

本計画の基本理念である「男女が個人として尊重され、地域のあらゆる分野で共に参画し、責任を担うまち」を実現するためには、ここで暮らす人が地域づくりの場に参画し、一人ひとりのより良いアイデアを引き出せる環境づくりが必要です。

町では、そのような町民の構想・企画・アイデアを実現するための支援を明確にするとともに、地域のリーダーとなる人材の発掘と育成等を行い、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

### 2 協働によるまちづくり

すべての人が、性別に関わりなく、人として尊重され、“自分らしさ”を十分に発揮できる心豊かな社会を築くには、行政だけではなく、職場・学校・地域・家庭、そして町民が一体となった取り組みが必要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、それぞれが対等の立場で相互の理解・尊重のもと、パートナーシップの精神で取り組むとともに、事業を進めるために必要な情報の共有化を図り、「協働によるまちづくり」を進めます。

## 第2章

### 基本方針

## 第1節 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

男女が個人として尊重され、  
地域のあらゆる分野で共に参画し、  
責任を担うまち

### 2 基本目標

#### 基本目標Ⅰ みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり

社会制度・慣習の見直しや男女共同参画意識の啓発に取り組むことで、「みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり」を進めます。

#### 基本目標Ⅱ みんなが安心して暮らせる地域づくり

すべての人の多様性や人権、健康などが尊重される社会づくりに取り組むことで、「みんなが安心して暮らせる地域づくり」を進めます。

#### 基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり【女性活躍推進法市町村推進計画】

女性の参画促進や各種団体の育成、ネットワークづくりなどを行うとともに、そのために必要な環境整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などを促進し、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

## 第2節 推進体制

本計画では、次の推進体制により各種施策に取り組みます。

### 1 人と町とがつながる体制づくり

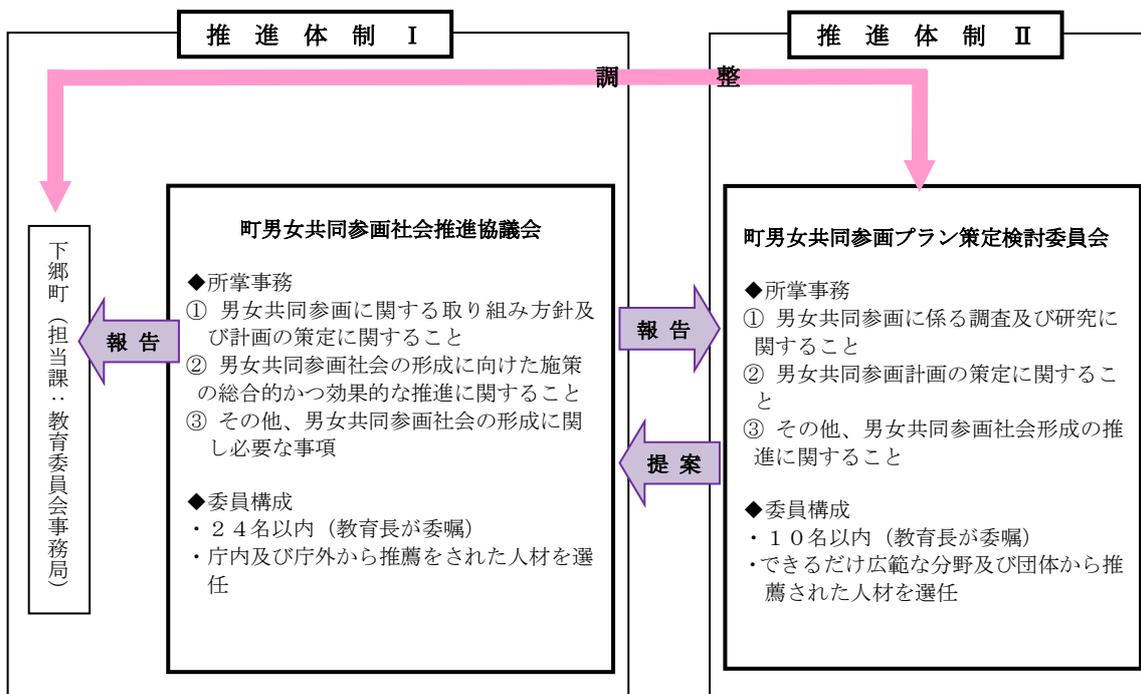
#### (1) 推進体制Ⅰ

男女共同参画は行政各分野に横断的に関連して実施されるべき施策であります。また、各専門分野における男女共同参画に関する課題等について把握・分析する必要があるため、庁内及び庁外各種団体から推薦された委員による「下郷町男女共同参画社会推進協議会」を設置しています。

#### (2) 推進体制Ⅱ

町民からの幅広い意見を取りまとめ検討していくため、民間組織の「下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会」を設置しています。

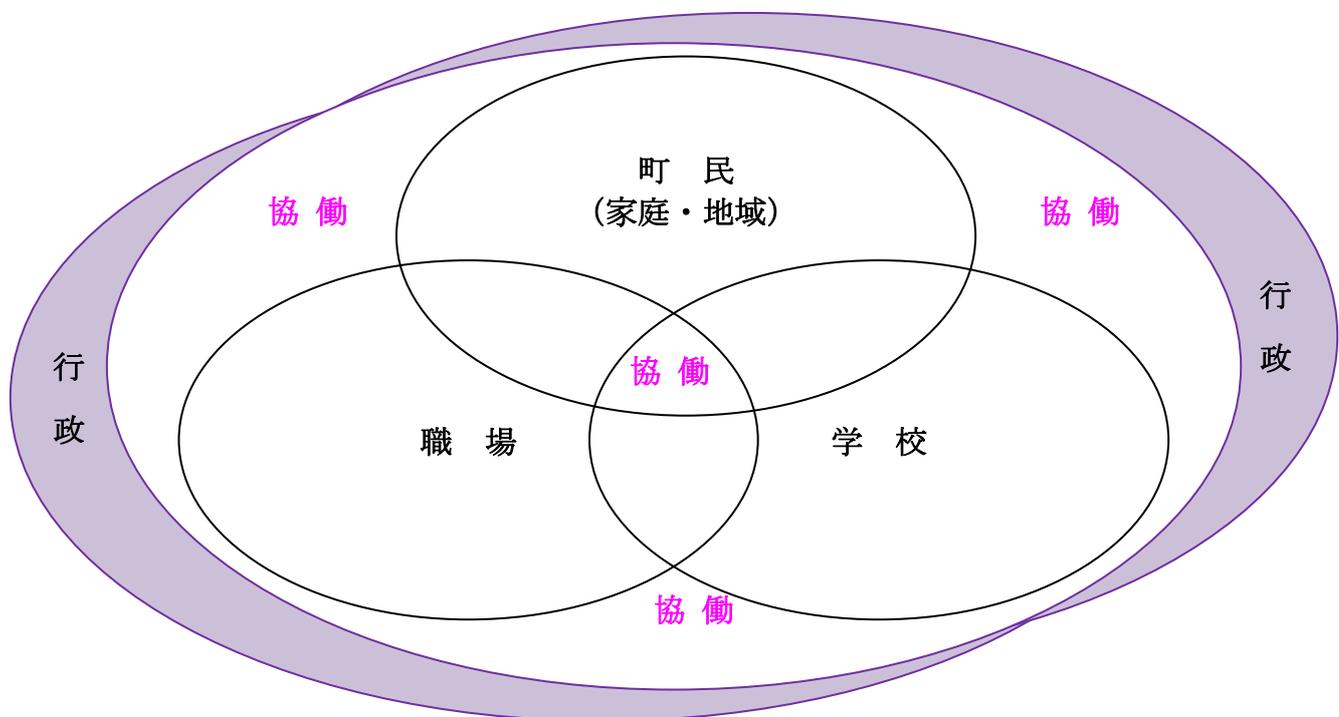
#### <推進体制Ⅰと推進体制Ⅱの連携イメージ>



### (3) 職場・学校・地域・家庭及び行政の協働推進体制

男女共同参画を町全体で一体的に推進するため、職場・学校・地域・家庭及び行政が連携を図り、情報を共有しながら協働して各種施策に取り組みます。

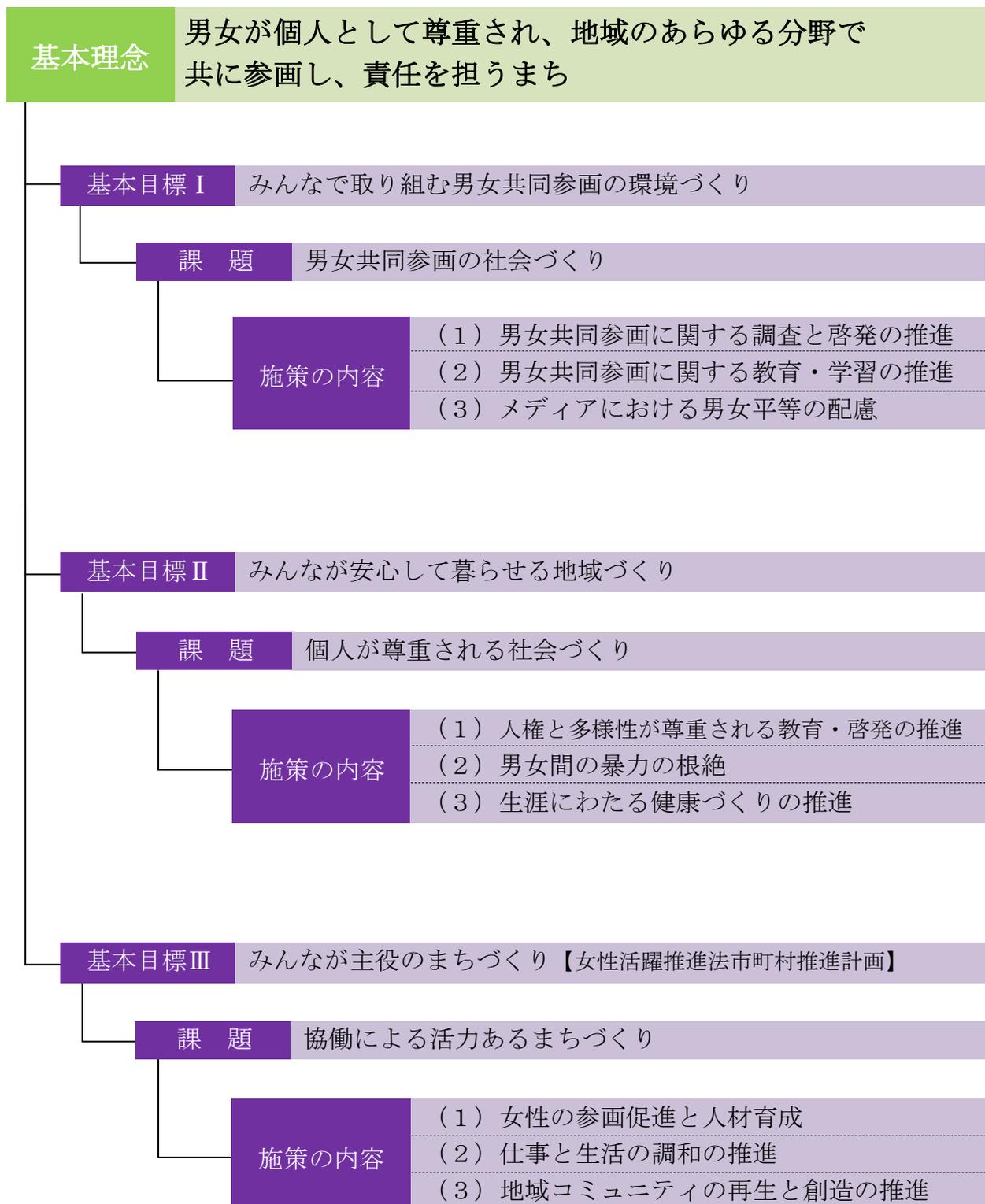
#### <協働推進体制イメージ>



## 第3章

### 計 画 の 内 容

## 第1節 計画の体系



## 第2節 計画の内容

### 基本目標Ⅰ みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり

社会制度・慣習の見直しや男女共同参画意識の啓発に取り組むことで、「みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり」を進めます。

#### ○男女共同参画の社会づくり

##### 【現状と課題】

町に住むすべての人が自分らしく生き生きとした生活を送るためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定化する考え方を改善し、地域における男女間格差を解消していく必要があります。

平成28年度に実施した町民アンケートでは、男女の地位について前回調査（平成19年度調査）と比較すると、全ての分野において「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた男性優位の考え方の割合が低くなりました。平等である割合が1番高かったのは「学校教育において」であり、学校教育における男女平等は進んでいるようです。しかし、男女の地位は改善傾向にあるものの、「社会全体において」「政治の場」「習慣・しきたり」では男性優位の割合が高く、男性の方が優遇されていると感じていることが分かります。

長い年月をかけて形成された男女の固定的な役割意識やそれに基づく制度や習慣を少しずつでも変えていくためには啓発活動の継続が最も大切です。

教育の場においては、これまでの取り組みの成果が認められるため、今後も継続して、男女平等・人権尊重の教育を推進していくことが必要です。

## 【施策の内容】

### (1) 男女共同参画に関する調査と啓発の推進

項目	内容	担当課
①地域における社会通念・慣習の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭や地域における実態を把握するための調査を行い、対策について検討を行います。</li> <li>●地区の会合や行事などの機会をとらえて、見直しに必要な啓発活動を行います。</li> </ul>	総務課
②男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町ホームページや広報紙などあらゆる広報媒体を活用し、課題に沿って分かりやすい形で男女共同参画意識の啓発に努めます。</li> <li>●地域における男女共同参画意識の啓発を目的とした取り組みを支援します。</li> </ul>	総務課 教育委員会

### (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

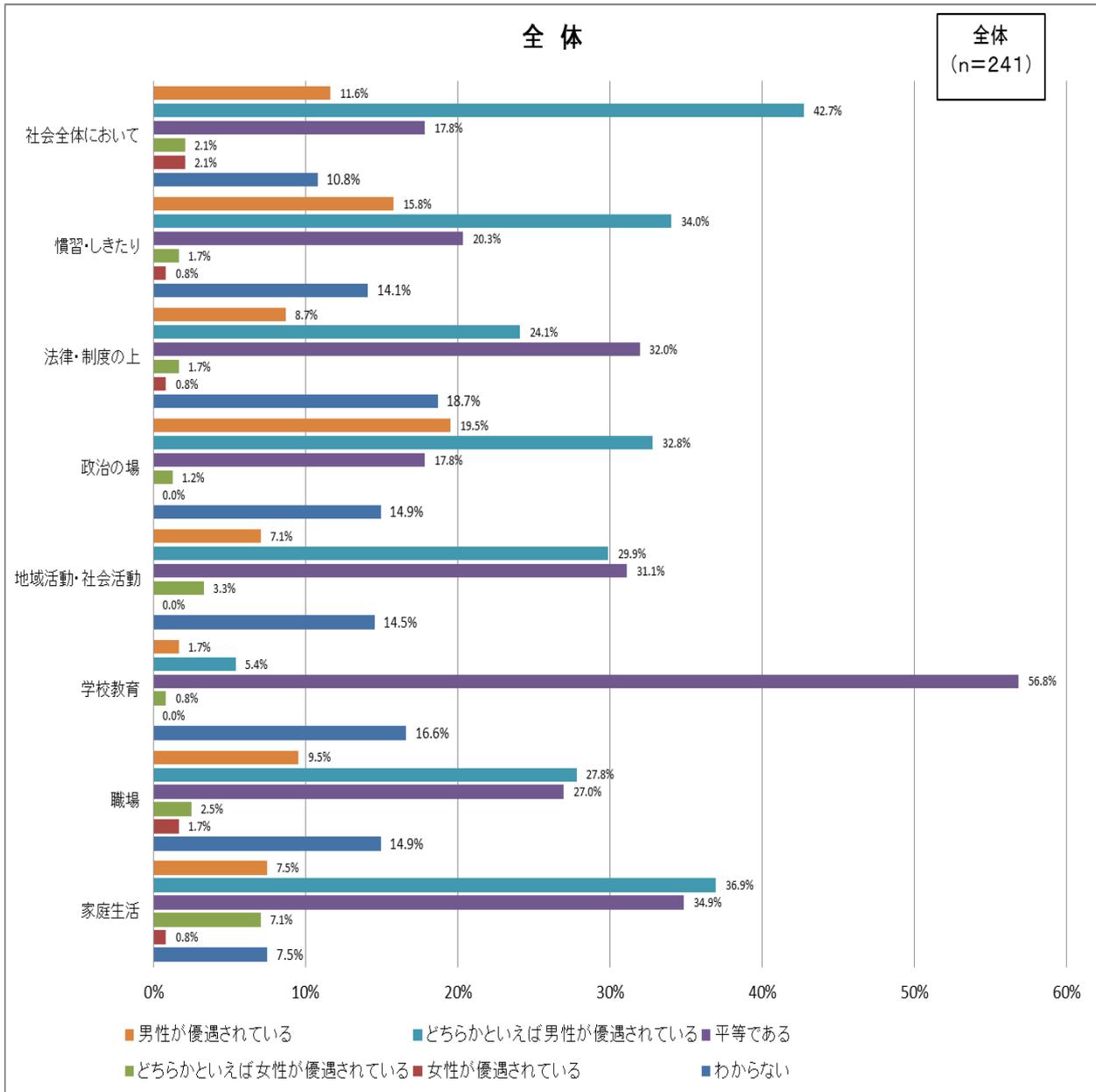
項目	内容	担当課
①家庭における教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭における男女共同参画や家庭のあり方などをテーマとした教育・学習の更なる推進を図ります。</li> </ul>	町民課 教育委員会 公民館
②学校における教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等教育の場を通じて、性別にとらわれず、お互いを認め合い、個性を尊重する教育の更なる推進を図ります。</li> <li>●男女平等の視点に立った進路指導や生活指導を推進します。</li> </ul>	町民課 教育委員会 公民館
③職場における教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場における男女の均等を確保するため、企業向けの啓発資料作成や指導者向けの研修機会を提供し、男女共同参画意識の啓発に努めます。</li> </ul>	総務課 総合政策課 教育委員会

### (3) メディアにおける男女平等の配慮

項目	内容	担当課
①情報発信(メディア)についての実態の把握と配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会的性差の押し付けをなくす(ジェンダーフリー)よう配慮し、広報、刊行物等の作成に努めます。</li> <li>●情報を主体的に読み解き発言する能力(メディア・リテラシー)の向上に努めます。</li> </ul>	総務課 教育委員会

<参 考> (平成28年度男女共同に関する意識調査報告書より)

問：あなたは次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



## 基本目標Ⅱ みんなが安心して暮らせる地域づくり

すべての人の多様性や人権、健康などが尊重される社会づくりに取り組むことで、「みんなが安心して暮らせる地域づくり」を進めます。

### ○個人が尊重される社会づくり

#### 【現状と課題】

すべての人が生き生きと自分らしい生き方を選択できる社会づくりを進めるためには、ここに住むすべての人が尊重され、自分らしさを十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。

男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され誰もが自分らしく生きられることが重要です。文化や習慣の違いから生じる偏見や固定観念により個人の人権が侵害されるケースも少なくなく、人権尊重の観点から正しい理解を広め、配慮することが必要です。

また、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活することができるための環境整備や、健康寿命の延伸を図る取り組みを今後も継続して実施していくことが重要です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがある町民のうち、「相談しなかった」という方も少なくありません。理由としては「相談しても無駄だと思った」「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った」の割合が最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思った」「相談することで自分が不快な思いをすと思った」と続いており、一人で悩む方が多いようです。そのため、深刻化する前に早めに対処できる支援体制や、人権教育などの啓発活動を続けていくことが必要です。

## 【施策の内容】

### (1) 人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進

項目	内容	担当課
①人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県男女共生センターとの連携を強化し、男女平等をはじめとする人権についての理解を深めるための講演会・セミナー等の開催に努めます。</li> <li>● 人権について誰もが理解できるような資料等を作成・活用した広報・啓発を行います。</li> <li>● 子どもから大人まで、すべての人に対して、人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進を図ります。</li> <li>● 多様化する考え、文化や習慣の違いから生じる固定観念や偏見によって個人の人権が侵害されないよう、講演会・セミナー等により人権教育や啓発に努めます。</li> </ul>	町民課 教育委員会
②人権を守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力や虐待「DV（ドメスティックバイオレンス）、児童・高齢者・障害者虐待、ネグレクト等」による、重大な人権侵害を未然に防止するための地域ネットワークづくりに努めます。</li> </ul>	町民課 健康福祉課 教育委員会
③セクハラ等防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セクハラ（セクシャル・ハラスメント）、パワーハラ（パワーハラスメント）、いじめの防止に向けて、職場や学校などあらゆる場面での啓発活動に努めます。</li> </ul>	総合政策課 教育委員会
④みんなにやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の整備や施策など、ユニバーサルデザインの視点に立った事業の推進を図ります。</li> </ul>	総務課 建設課 教育委員会
⑤国際的協調	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画社会づくりのために、世界の人々と共生できる社会を目指します。</li> <li>● 外国人が地域の一員として参画できる生活環境づくりに努めます。</li> </ul>	総合政策課 教育委員会

## (2) 男女間の暴力の根絶

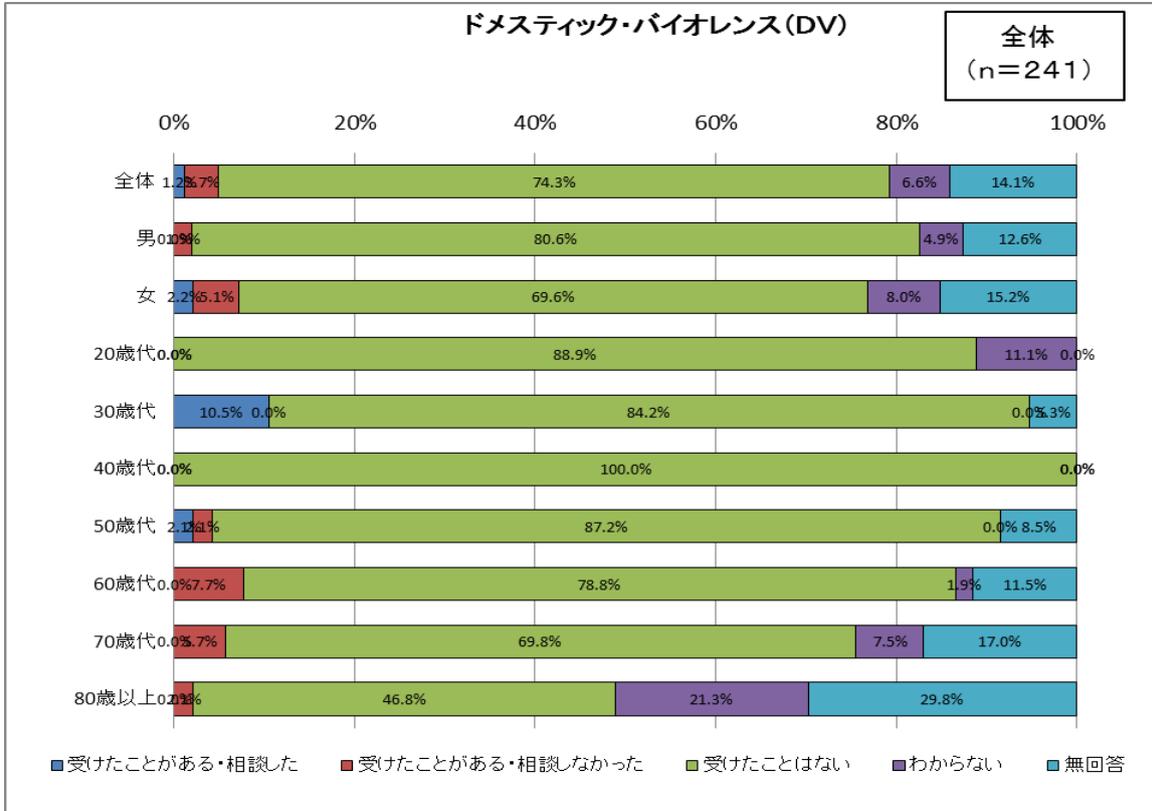
項目	内容	担当課
①男女間の暴力を根絶するための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性も女性も被害者・加害者にならないために、互いの人権尊重や、暴力を許さない意識を家庭・地域・学校・職場等で醸成するための啓発活動に努めます。</li> <li>●被害者の相談に適切に応じるため、関係職員の研修等を充実し、資質の向上を図ります。</li> <li>●DV防止法に基づき、南会津保健福祉事務所等関係機関と連携し、被害者への適切かつ迅速な対応に努めます。</li> <li>●性犯罪、性暴力、売買春、ストーカー行為、DV、デートDV等、男女間の暴力の根絶に向け、関係機関との連携に努めます。</li> </ul>	町民課 健康福祉課 教育委員会

## (3) 生涯にわたる健康づくりの推進

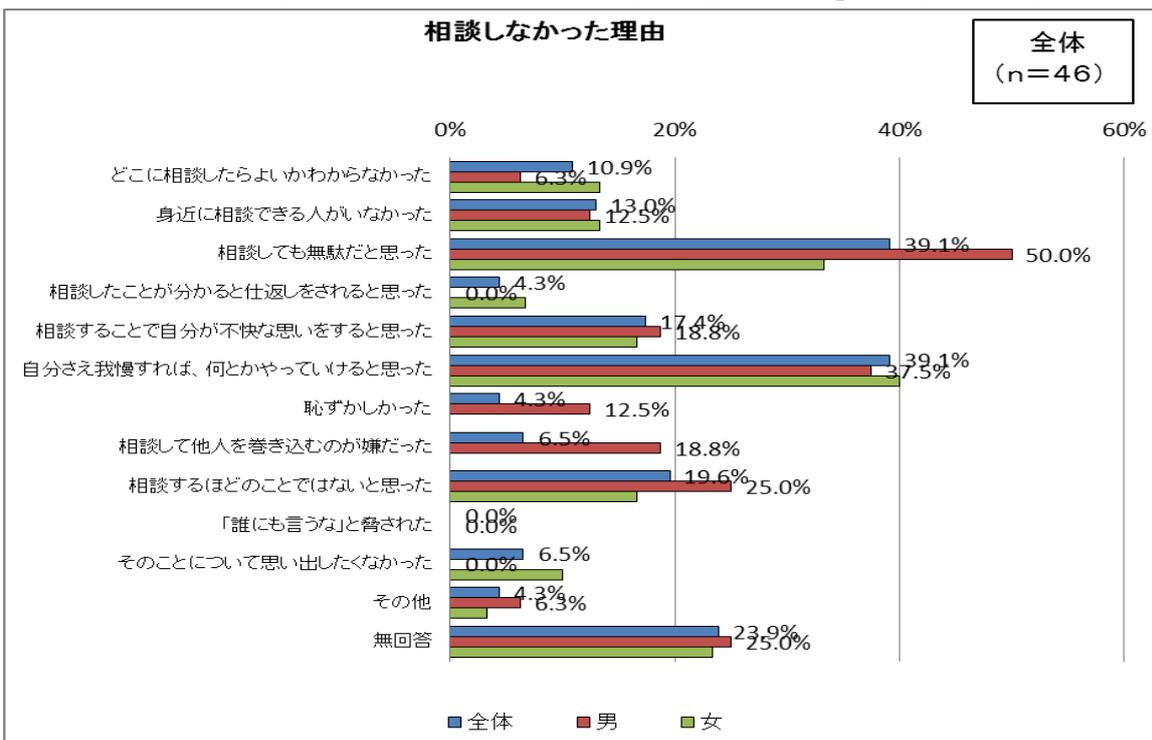
項目	内容	担当課
①総合的な健康福祉施策の充実	●健康に関する意識高揚のための啓発活動や健康教室、健康相談、各種健康診断、検診等を引き続き実施するとともに、内容の充実を図ります。	健康福祉課
②H I V (エイズ)、性感染症対策	●H I V (エイズ)、性感染症に関する情報提供と感染を予防するための啓発活動を推進します。	健康福祉課 教育委員会
③男女の性と健康についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるような情報提供に努めます。</li> <li>●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の普及と意識の定着に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 教育委員会
④性別に特有な病気の予防・啓発	●前立腺がん、乳がんや子宮がん等、性別に特有な病気や健康に関する情報提供と啓発活動を推進します。	健康福祉課
⑤健康なこころの維持	●うつ病等の予防など、こころの病気についての情報提供と啓発を図り、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	健康福祉課

<参 考> (平成28年度男女共同に関する意識調査報告書より)

問：あなたは、これまでに次のような被害を受けたことがありますか。



(DVについて「受けたことがある・相談しなかった」と回答した方のみ)



### 基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり【女性活躍推進法市町村推進計画】

女性の参画促進や各種団体の育成、ネットワークづくりなどを行うとともに、そのために必要な環境整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などを促進し、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

#### ○協働による活力あるまちづくり

##### 【現状と課題】

年齢や性別などに関わりなく誰もがその能力を十分に発揮できるまちづくりを実現するためには、すべての町民が地域づくりやまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを進めるとともに、町民、企業、行政がそれぞれ連携して各種施策に取り組む必要があります。また、本来、地域が持つ助け合いの精神や教育、子育て、防犯などの互助機能を再生・創造し、共に支え合い活躍できる地域づくりを進める必要があります。

生活様式や価値観の多様化により、仕事だけでなく家族や家庭、個人の時間などの私生活も大切にしたいという考え方を持つ人が増えてきました。しかし、仕事と家事・子育て・介護との両立の困難さなどにより、仕事と私生活のバランスがとれていない現状があります。

家庭生活では女性が家事や子どもの世話・教育を分担する割合が高く負担が大きいようであり、一人に負担が偏ることのないよう、家庭内での男女共同参画の普及・啓発の推進や支援が必要です。

また、平成28年度に実施した町民アンケートでは女性が仕事をするということについて、「生涯にわたり、仕事をするのがよい」の割合がもっとも高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をするのが良い」となっています。女性労働力に対する需要が高まり、活躍の場も増える一方で、女性が抱える困難は複合的なものも多く社会的に孤立している場合もあります。女性の参画を推進するためにも、研修や学習する機会を増やし、継続してエンパワーメントの確立に取り組むことも重要です。

## 【施策の内容】

### (1) 女性の参画促進と人材育成

項目	内容	担当課
①政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等における女性委員の登用率について、令和7年度までに25%を目標に取り組みます。</li> <li>※下郷町の令和2年度登用率 … 14.3%</li> <li>●男女共同参画の趣旨の普及を図り、各行政区や諸団体等地域コミュニティにおける女性の役員登用を促進します。</li> <li>●意思決定の過程において、女性の参画を促進し、協働によるまちづくりを推進します。</li> </ul>	全 課
②女性の人材育成と能力開発及びエンパワーメントの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県男女共生センターとの連携を深め、女性の生きがいくりにつながる講座や能力を伸ばすための学習・研修の機会の充実を図ります。</li> <li>●子どもを持つ女性が参加しやすいように、町主催の講演会や講座等では託児所の確保等に努めます。</li> <li>●さまざまな分野において、参画できる女性リーダーや女性グループの育成を図るための研修会の開催など積極的な支援に努めます。</li> </ul>	全 課

### (2) 仕事と生活の調和の推進

項目	内容	担当課
①雇用の場における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内企業に対して男女平等に基づく雇用環境整備に関する情報提供を行います。</li> <li>●関係機関と連携し、町内企業・事業所へ男女共同参画の重要性を周知し、ハラスメント防止の啓発に努めます。</li> </ul>	総務課 総合政策課
②女性の再就職等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶ機会の充実を図ります。</li> </ul>	全 課

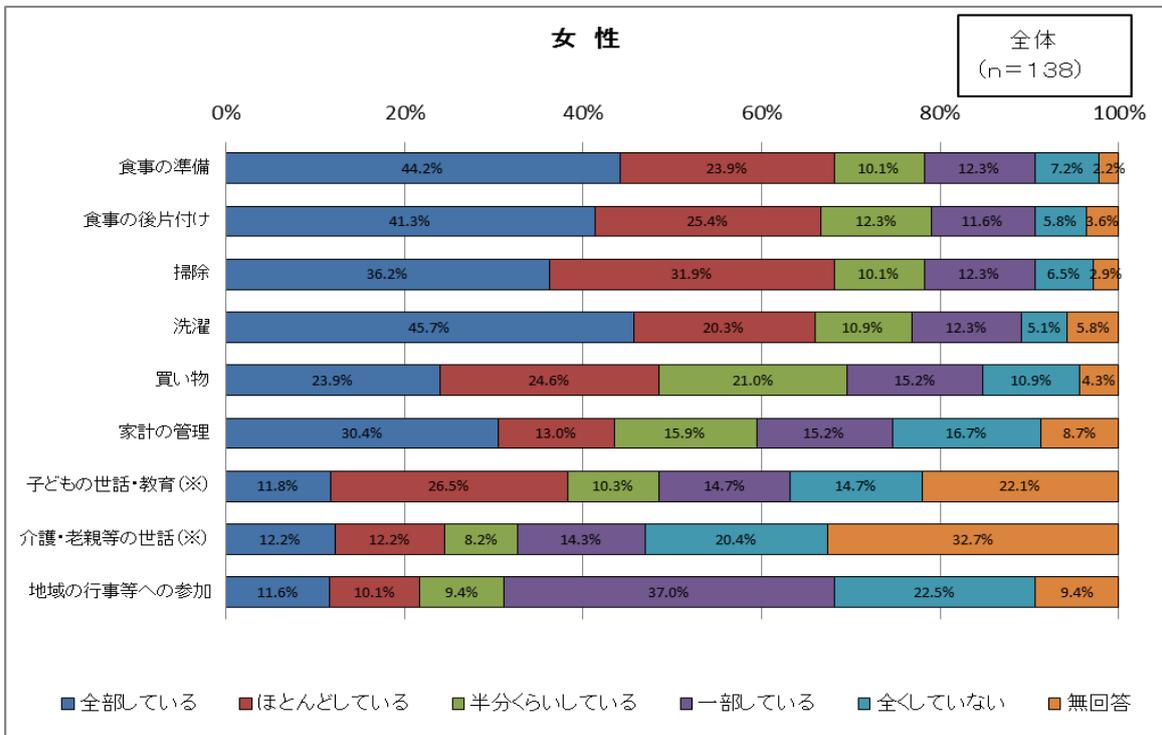
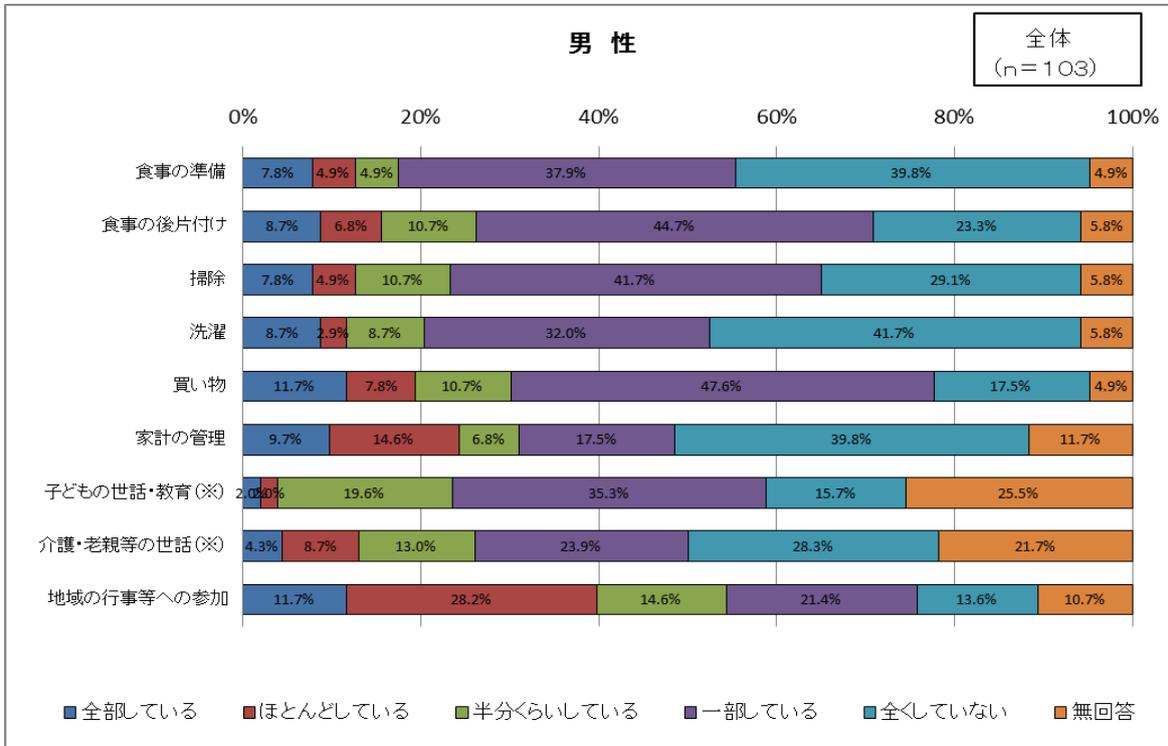
③ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点による「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の取れた生き方に関する講演会やセミナーを開催するとともに、広報紙等での啓発を行います。</li> <li>●自営業における家族経営協定を推進します。</li> </ul>	総務課 総合政策課 農林課 教育委員会
④子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常保育に加え、一時保育、児童クラブ、放課後子ども教室など子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉課 教育委員会
⑤家事・育児・介護への男性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性の家事・育児・介護を促進するためのセミナー等を開催するとともに、相談体制整備や当事者間のネットワークづくりの充実を図ります。</li> <li>●企業や就業者への育児・介護休暇制度の促進に努めます。</li> </ul>	総務課 総合政策課 健康福祉課 教育委員会

### (3) 地域コミュニティの再生と創造の推進

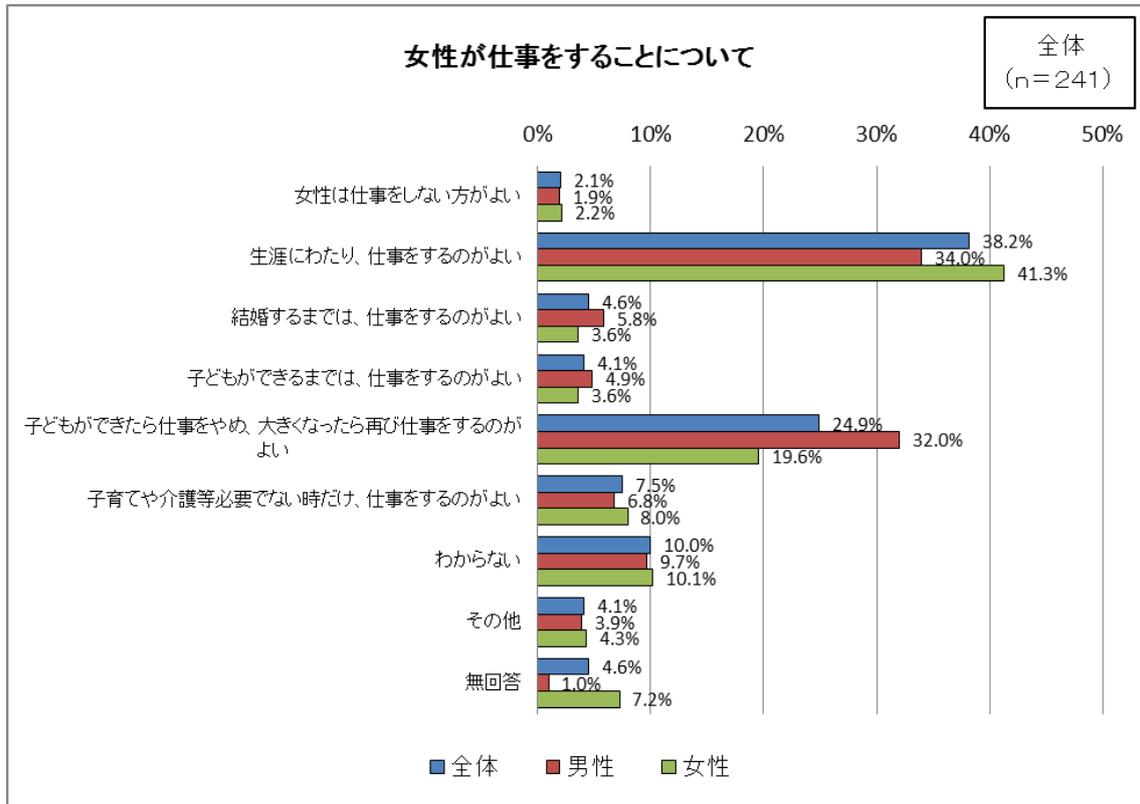
項目	内容	担当課
①地域コミュニティの活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会や地区公民館など地域を基盤に活動している団体の支援を行うとともに、地域ネットワークづくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を図ります。</li> </ul>	全 課
②地域力の再生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本来、地域コミュニティが持つ教育、子育て、防犯などの互助機能や地域おこしの力を再生するため、地域の自発的な取り組みを支援します。</li> </ul>	全 課
③伝統文化（行事）の保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における「伝統文化（行事）」の保存・継承を推進し、共に思いやり助け合う地域づくりにつなげます。</li> </ul>	全 課
④活躍の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特に女性や高齢者が主役となり活動できる場づくりの支援に努めます。</li> </ul>	全 課

<参 考> (平成28年度男女共同に関する意識調査報告書より)

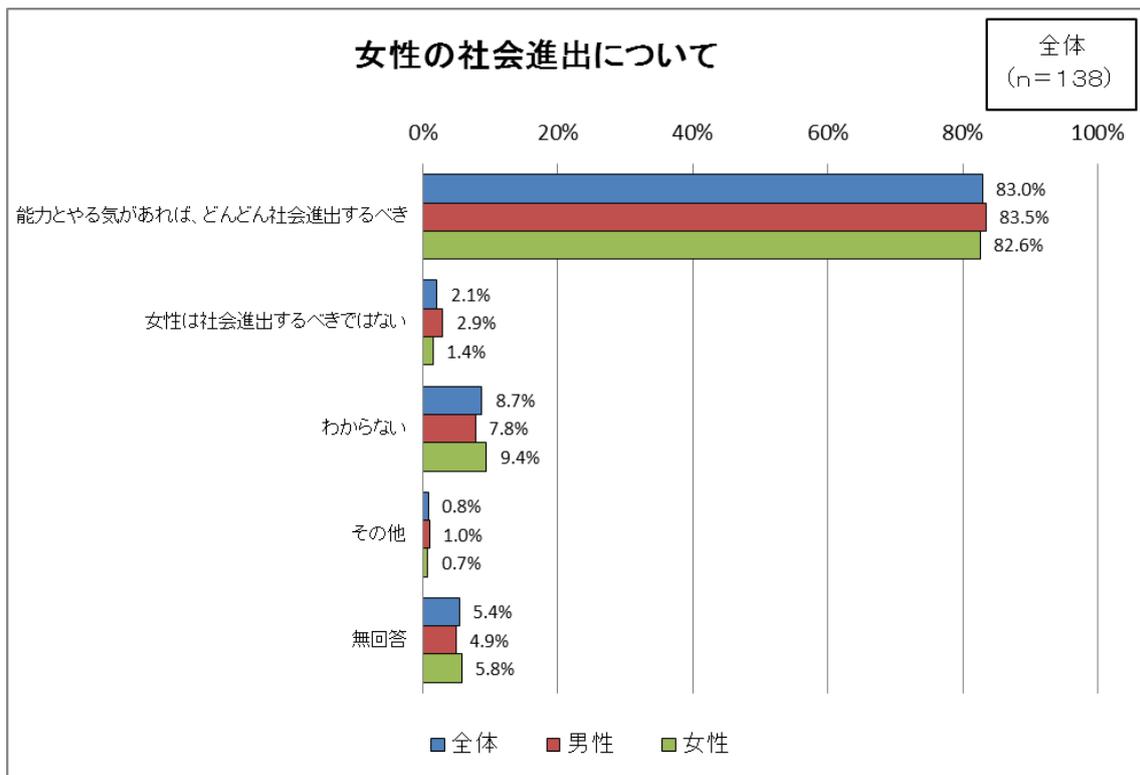
問：家庭における役割分担について、あなたの現状に一番近いものはなんですか



問：女性が仕事をする事について、どのように思いますか。



問：女性が社会に進出していくことについて、どのように思いますか。



(平成28年度男女共同に関する意識調査報告書より)

◇男女共同参画への意見・要望

意見内容	年代・性別
商工会女性部、JA女性部、婦人会の合同で、女性の起業家経営者育成などの研修の場があれば出席したい。	60代・女性
女性のリーダーが必要。女性のリーダーを育てるための研修などを行って欲しいです。	30代・女性
男女共同参画についての広報・啓発等の機会を多くし、基本的な内容を共通理解できるよう、みんなに認識してもらうようにして欲しい。全てわかりやすく、複雑にしない。	80歳以上・女性
男女は共に助け合い、認め合いながら社会づくりに生きることが大切ではないかと思う。明るい社会は、女性参画が基本だと思います。	80歳以上・男性
学校までは男女関係なく活動しているのに、社会に出た途端に男女同じではないんだということを実感しました。	30代・女性
実際こんなに多く分野が分かれている活動をしているとは思いませんでした。どんな事も相談できる窓口が1つあって、そこから色々な分野に分かれて行われているのだと思いますが、人口や年齢など時代に合わせた活動に臨機応変に対応していただけたら良いのではないかと思います。	50代・女性
「男女共同参画」という言葉が、世間で「全分野における完全な男女平等」かのように認識又は使用されているような印象があります。本質は「男女が互いに尊敬し合う」ということだと思いますので、その点をしっかりと啓発していただければと思います。例えば、工事現場では力のある男性の方が向いているでしょうし、女性の看護をする看護師は女性の方が適していると思います。一方で、お茶出しなどを無条件で女性にやらせることや、業務量を男性に多く割り振ることは差別です。このような差別と区別（適所適材）の違いについても啓発すべきと考えます。また、少子化の一因は男女共同参画も間違いなくあると思うので、無責任に男女共同だけを訴えるのではなく、少子化とのバランスも考えていかなければならないと思います。	20代・男性

## 男女共同参画に関する用語集

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

### ジェンダー

男女の生まれながらの生物学的な違いではなく、日常生活における「男らしさ」や「女らしさ」といった文化的、または社会的につくられた男性的、女性的な行動や態度などをジェンダーといいます。

ジェンダーフリーとは、このようなジェンダーからの開放をさし、性別による役割にとらわれない見方等を意味します。

### メディア・リテラシー

メディア（新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、インターネットなど）から発信される情報を主体的に読み解く能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指します。

### セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

### パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務的立場を利用して、無理難題を強要したり、私生活へ介入するといった、人権侵害にあたるような嫌がらせを繰り返すことをいう。

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっています。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などいろいろな形で存在します。最近では、女性に対する人権侵害として社会的問題として認識されるようになってきました。

## デートDV

中学生・高校生を含む10代、20代の若年層の間で起きている「恋人、交際相手による心とからだへの暴力」のこと。身体的・性的・精神的・社会的・経済的な暴力がある。

## リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖の観点において、人間が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念のこと。

これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」をあわせた概念である。

## エンパワーメント

何らかの理由で本来持っている力を十分に発揮できない人々を対象に「力を付ける」過程をさす。そこで付ける力は、自信など自らの能力を発揮できる力をさす。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力ある社会の実現を目的として平成27年8月に成立した法律。

## ネグレクト

児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待・患者虐待のひとつ。社会的弱者に対し、その保護・養護義務を果たさずに放任する行為のこと。子どもに対するネグレクトは育児放棄や育児怠慢と言われる児童虐待のひとつで、具体的には、食事を与えない、不潔にする、病気やケガをしても病院に連れて行かない等である。

## 「下郷町男女共同参画プラン」改定経過

月 日	会議名等	内 容
平成28年 7月15日 ～8月5日	男女共同に関する意識調査（アンケート調査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数 500人（町内の20歳以上の男女から無作為に抽出）</li> <li>・回答者数 241人</li> <li>・回収率 48.2%</li> </ul>
平成31年 1月28日	第1回 下郷町男女共同参画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン改定に関する趣旨説明</li> <li>・プラン改定方法及びスケジュール説明</li> </ul>
令和元年 10月30日	第1回 下郷町男女共同参画社会推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップによる男女共同参画における課題等の洗い出し</li> </ul>
令和2年 1月30日	第2回 下郷町男女共同参画社会推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県立医科大学 教授 藤野 美都子先生による講演「地域・家庭・職場における男女共同参画推進のための意識啓発・教育について」</li> </ul>
令和2年 9月7日	第1回 下郷町男女共同参画社会推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画改定に向けたこれまでの経過及びプラン策定検討委員会の進め方についての説明</li> </ul>
令和2年 9月7日	第1回 下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期下郷町男女共同参画プラン（素案）の提示</li> <li>・次期下郷町男女共同参画プラン（素案）の内容検討</li> </ul>
令和2年 10月23日	第2回 下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員からの意見集約内容をもとに作成した次期下郷町男女共同参画プラン（案）の提示、検討</li> </ul>
令和2年 12月7日	第3回 下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員、各課からの意見集約内容をもとに作成した次期男女共同参画プラン（案）の提示、検討</li> </ul>
令和3年 2月16日	第2回 下郷町男女共同参画社会推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期下郷町男女共同参画プラン（最終案）の提示、内容の承認</li> </ul>

### 下郷町男女共同参画社会推進協議会委員名簿

	役職名	氏 名	団体・組織名
1	会 長	山名田 久美子	下郷町議会
2	副会長	長沼 常雅	下郷町社会教育委員
3	委 員	鹿目 兼信	下郷町区長協議会
4	委 員	露崎 洋子	下郷町商工会（女性部）
5	委 員	渡部 仁子	J A会津よつば下郷支店（女性部）
6	委 員	五十嵐 真由美	下郷町小・中学校長会
7	委 員	(故) 星 忠宏	下郷町ボランティア団体連絡協議会
8	委 員	馬場 誠三	下郷町文化協会
9	委 員	渡部 栄	下郷町体育協会
10	委 員	五十嵐 博	下郷町老人クラブ連合会
11	委 員	玉川 寿彦	(有)下郷建設工業所
12	委 員	稲本 健一	下郷町小・中学校P T A連絡協議会
13	委 員	室井 伸子	学識経験者
14	委 員	小松 千尋	下郷町役場（総務課）
15	委 員	渡邊 彩香	下郷町役場（健康福祉課福祉係）

### 下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会委員名簿

		氏 名	団体・組織名
1	会 長	山名田 久美子	学識経験者
2	副会長	長沼 常雅	
3	委 員	鹿目 兼信	下郷町区長協議会
4	委 員	露崎 洋子	下郷町商工会（女性部）
5	委 員	渡部 仁子	J A会津よつば下郷支店（女性部）
6	委 員	(故) 星 忠宏	下郷町ボランティア団体連絡協議会
7	委 員	玉川 寿彦	(有)下郷建設工業所
8	委 員	稲本 健一	下郷町小・中学校P T A連絡協議会
9	委 員	室井 伸子	学識経験者

## 下郷町男女共同参画社会推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 男女共同参画社会の推進について広く協議するため、下郷町男女共同参画社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)男女共同参画に係る施策の推進に関すること。
- (2)男女共同参画社会に関する調査・情報収集に関すること。
- (3)その他男女共同参画社会の実現に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1)別表1に掲げる団体が推薦する者
- (2)識見を有する者
- (3)その他、教育長が認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見及び説明を聴くことができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、下郷町教育委員会事務局社会教育係において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

### (経過措置)

2 第6条第1項の規定に関わらず、最初に行う協議会の招集は教育長が行う。

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する

附 則（令和2年7月28日下郷町教育委員会告示第4号）

別表 1(第 3 条 2 項関係)

所属団体名	人数	所属団体名	人数
下郷町議会	1 名	下郷町体育協会	1 名
下郷町区長協議会	1 名	下郷町老人クラブ連合会	1 名
下郷町商工会	1 名	下郷町社会教育委員	1 名
J A 会津よつば	1 名	町内企業	2 名以内
下郷町小・中学校長会	1 名	下郷町小・中学校 P T A 連絡協 議会	1 名
下郷町ボランティア連絡協議 会	1 名	下郷町役場	2 名
下郷町文化協会	1 名		

下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会設置要綱  
(設置)

第1条 本町における、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、「下郷町男女共同参画プラン」を策定するにあたり、下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「下郷町男女共同参画プラン」の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 下郷町区長協議会
- (2) JA会津よつば下郷女性部
- (3) 下郷町商工会女性部
- (4) 下郷町小・中学校PTA連絡協議会
- (5) ボランティア連絡協議会
- (6) 民間企業
- (7) その他、教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、検討委員会を主催し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を行う。

(招集)

第6条 検討委員会は、必要に応じ教育長がこれを招集する。

(会議)

第7条 検討委員会は、年4回以上開催する。委員長が検討委員会の運営を円滑に行うために必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局 社会教育係が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

---

---

## 下郷町第2次男女共同参画プラン

---

令和3年3月

発行 下郷町教育委員会

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

TEL 0241-69-1168

FAX 0241-69-1167

---

---